

# 平成29年度

## 三重県私費海外留学生奨学金募集案内

三重県では、成績、人物ともに優秀な留学生に奨学金を給付し、  
21世紀を担う国際感覚と視野に富んだ人材を育成します。

三重県昭和学寮顕彰人材育成基金条例（※）に基づき、三重県に住所を有する者の子等のうち、私費で海外の大学等に留学する成績、人物ともに優秀な方に対し奨学金を給付し、21世紀を担う国際的な感覚と視野に富んだ人材を育成し、本県の教育、文化、および産業の発展に資することを目的とします。

※この条例は、三重県の国際化に貢献する人材および世界を舞台に幅広く活躍する人材を育成するために平成12年に制定されています。

私費留学生

- (1) 正規留学生：海外の大学、大学院等の正規課程（※）に私費で留学する者  
※正規課程とは、学位を取得できる専門分野の勉学・研究を指します。
- (2) 学校間協定留学生：日本国内の大学等に在学し、海外の大学等との学生交流に関する協定に基づいて海外の大学等に私費で留学する者



三重県



公益財団法人三重県国際交流財団

**【奨学金の金額等】**

	(1) 正規留学生	(2) 学校間協定留学生
給付額	<p>在籍する海外の大学等の留学期間の年間授業料相当額(奨学金の交付決定がなされた日が属する三重県の会計年度の4月1日から3月31日までの授業料を基に決定した金額)。 ただし120万円を上限とします(入学費、寮費、年間登録費、施設充実費、保険料等は対象外。1年に満たない期間については、ひと月10万円を上限に算出)。 なお授業料の減免を受ける場合は、減免後の額を基に決定します。</p>	<p>在籍する国内大学等または留学先の海外の大学等の留学期間の年間授業料相当額(奨学金の交付決定がなされた日が属する三重県の会計年度の4月1日から3月31日までの授業料を基に決定した金額)。ただし84万円を上限とします(寮費、年間登録費、施設充実費、保険料等は対象外。1年に満たない期間については、ひと月7万円を上限に算出)。 なお授業料の減免を受ける場合は、減免後の額を基に決定します。</p>
給付期間	<p>最短修了年限の範囲内で継続受給が可能。三重県の会計年度を超えて継続を希望する場合は、会計年度ごとに交付申請が必要です。ただし48カ月を上限とします。</p>	<p>協定に基づいて留学する期間内において継続受給が可能。三重県の会計年度を超えて継続を希望する場合は、会計年度ごとに交付申請が必要です。ただし12カ月を上限とします。</p>
給付方法	<p>授業料の支払い証明書等が提出され、奨学金額を認定後、既に留学中の場合には平成29年4月分から(入学が5月以降の場合は、留学開始後に初めて迎える学期の開始月から)の奨学金を、奨学生名義の口座に給付します。</p>	
給付人員	<p>正規留学生、学校間協定留学生併せて5名以内</p>	

**正規留学生・学校間協定留学生共通**

**【応募資格】** 奨学金の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する方です。

- (1) 本奨学金の目的を理解し、留学中および留学後も本県の発展のために貢献する義務を果たすことができる者
- (2) 海外に留学する方で、平成29年4月1日現在
  - ① 1年以上継続して三重県に住所を有する方、またはその子等。
  - ② 外国籍の方で、次のいずれかの条件を満たす方
    - ア. 出入国管理及び難民認定法別表第2に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格を有し、1年以上継続して三重県に住所を有する方。
    - イ. 「ア」の子等で、出入国管理及び難民認定法別表第2に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格を有する方。
    - ウ. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の「特別永住者」の在留資格を有し、1年以上継続して三重県に住所を有する方。
    - エ. 「ウ」の子等で、出入国管理及び難民認定法別表第2に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の在留資格、または日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の「特別永住者」の在留資格を有する方。
- (3) 学業、人物ともに優秀であること。
- (4) 平成29年4月1日現在、40歳未満であること。
- (5) 平成29年4月以降、正規課程を修了するためにおおむね1年以上、海外の大学等に在籍すること。なお、学校間協定の場合は、平成29年4月以降に、おおむね6カ月以上海外の大学等に在籍すること。
- (6) 留学先の大学等において、その専門とする学問分野について学習または研究を行うに十分な外国語の能力を有すること。
- (7) 平成29年4月1日現在、他機関および留学先の大学等から給付される奨学金(\*)を受けていないこと。もしくは授業料の全額免除を受けていないこと。ただし、貸与される奨学金は可。  
\*ただし、優秀な成績を修めている者に対しての授業料の減免に相当する奨学金は除く
- (8) 本奨学金を過去に受給したことがないこと。
- (9) 官公庁または企業等の派遣による留学でないこと。

## 【応募方法】

全て黒色のボールペンまたはペンで記入してください（鉛筆書き不可）。

次の書類各1通を提出してください。

### 提出書類

- (1) 三重県私費海外留学生奨学金給付申込書（様式1）
- (2) 住民票、戸籍抄本、在留カード（または外国人登録証明書）の写し（表・裏）  
【1年以上継続して三重県に住所を有する方が応募する場合（以下のいずれか1つ）】
  - ・ 応募者の住民票
  - ・ 在留カード（または外国人登録証明書）の写し（表・裏）【1年以上継続して三重県に住所を有する方の子等が応募する場合（以下のいずれか1つ）】
  - ・ 応募者の親の住民票および応募者の戸籍抄本
  - ・ 応募者と応募者の親の在留カード（または外国人登録証明書）の写し（表・裏）、および応募者の親と応募者との続柄を記した証明書類
- (3) 日本語小論文（様式2-1、2-2）
- (4) 最終学歴または在籍中の大学等の成績証明書（取得単位数および評価が、数字またはアルファベット等で表記されているもの。1学年分以上のもの。）
  - ・ 日本の学校に在籍中の場合、在籍校の直近までのもの
  - ・ 既卒の場合、最終学歴のもの
  - ・ 既に留学中の場合で、1学年に在籍中の者は最終学歴のもの。2学年以上に在籍中の者は在籍校の直近までのもの
- (5) 留学先の大学等の入学許可または在学を証明する書類（学位コース、最短修了年限が明記されているもの。条件付き入学の場合はそれを明記）。なお、学校間協定留学生の場合は、留学先の大学等および国内の大学等発行の留学証明書。
- (6) （学校間協定留学生のみ）交換留学協定書の写し
- (7) 留学先の大学等において使用する言語の能力を証明する書類
- (8) 略歴（学歴、職歴、海外経験等）（様式3）
- (9) 自己PR文（留学校での専攻内容の説明、学業以外の活動の紹介等）（様式4）
- (10) チェックリスト（様式5）

（注1）この他選考のために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

（注2）上の書類が日本語以外で記載されている場合には、全て日本語訳を付けて提出してください。

（注3）応募書類は、原則として返却しませんのでご了承ください。

## 【書類提出先】

平成29年3月31日までの提出先：

（公財）三重県国際交流財団 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地アスト津3階

平成29年4月1日以降の申込み・問い合わせ先については、三重県環境生活部多文化共生課までお問い合わせください。

## 【申請受付期間】

平成29年3月6日（月）～平成29年4月21日（金）（郵送可。平成29年4月21日午後5時必着）

## 【選考】

### (1) 書類選考

書類選考の結果は応募者全員に6月上旬までに通知します。

### (2) 面接選考

書類選考に合格した者に対して平成29年7月2日（日）に実施します。詳細については、書類選考の結果とともに該当者に通知します。

\*面接選考のための帰国に係る諸費用は、本人負担となりますので、ご留意下さい。

\*指定した日に面接を受けなかった場合は、理由の如何にかかわらず辞退したものとみなします。

### (3) 最終決定

最終的な審査の結果は8月上旬までに三重県環境生活部多文化共生課から本人に通知します。

## 【奨学金受給の際の義務】

- (1) 退学、停学その他の処分を受けたとき、転学、休学、長期にわたる欠席、在学のまま他の大学等に留学するとき、氏名、住所その他申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、三重県環境生活部多文化共生課に届けてください。
- (2) 学期の修了ごとに、成績証明書の写しを提出し、就学の状況報告をしていただきます。
- (3) 学業を終え帰国するときは、卒業（修了）証明の原本、および成績証明書の写しを提出し、帰国後の住所または勤務先を三重県に届けてください。

## 【三重県私費海外留学生奨学金奨学生としての活動】

- (1) 三重県の国際交流活動進展および本県の教育、文化、産業の発展のため、留学中および留学後も、積極的な貢献活動をしていただきます。
- (2) 三重県に貢献いただくため、三重県私費海外留学生奨学金奨学生名簿への登録および情報の更新についてご協力をお願いします。
- (3) 三重県等主催の事業への参加を、留学中および留学後においても求めることがあります。
- (4) 通訳・翻訳などの活動に協力をお願いする場合があります。

## 【奨学金給付の停止および返還】

申請時の応募資格を喪失したとき、申請書等提出書類の記載事項に虚偽があったとき、在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき、休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき、あるいは卒業見込みがないと判断されたときは、奨学金給付を停止し、または給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることがあります。

三重県環境生活部多文化共生課	公益財団法人三重県国際交流財団
TEL 059-222-5974 FAX 059-222-5984 ホームページ <a href="http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/">http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP/</a> E-mail: <a href="mailto:tabunka@pref.mie.jp">tabunka@pref.mie.jp</a>	TEL 059-223-5006 FAX 059-223-5007 ホームページ <a href="http://www.mief.or.jp">http://www.mief.or.jp</a> E-mail: <a href="mailto:mief@mief.or.jp">mief@mief.or.jp</a>
住所 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地アスト津3階	

\*奨学金の給付決定にかかる事務のうち、奨学金の応募受付から選考までは委託先事業者が行い、給付の決定および支給については、三重県が行います。

\*平成29年4月1日以降の申込み・問い合わせ先については、三重県環境生活部多文化共生課までお問い合わせください。